

「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」の概要

1. エスカレーターの転落防止に関するガイドライン

建築基準法令で定められた対策に付加した一定の措置が設計者、建築物の管理者等により講じられるべきである。このため、設計や管理にあたって、以下の事項について、個別の建築物ごとに実施されることが必要である。

○利用者特性から生じるリスクの検討

○エスカレーターの設置環境から生じるリスクの検討

○リスクに対する配慮が必要な場合には、想定されるリスクに対し、建築基準法令で定められた安全対策に付加して、「建築計画による対策」、「物理的なハード対策」、「運用上のソフト対策」を選択し、組み合わせての実施
実務上の参考となる具体的な対策の具体的な事例等を2以降に示す。

2 転落防止対策の具体的な事例

① 乗降口付近における対策例



③ 子どものいたずら防止の対策例



3 安全教育等

事故の発生防止のためには、利用者自らが安全な利用法を理解することが効果的。関係者は、利用者に対し、安全利用の呼びかけを行うとともに、様々な団体において、説明会や教育に取り組む必要がある。

<参考例>



安全キャンペーン

製造者が、「利用者説明会」、「管理者説明会」等を実施

「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーン

エレベーター協会、施設事業者が中心となり、安全な利用を呼びかけ

